

奈良県告示第三百三十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和四年三月一日

奈良県知事 荒井正吾

指定訪問看護事業者等の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	廃止年月日
社会福祉法人はーとらんど	生駒郡三郷町勢野北四ー一三ー一	ハートランド五條訪問看護ステーション	五條市二見五ー三ー六三	令和四年二月十九日